

福島県制度資金利子補給事務電算処理要領

(昭和59年5月31日付け59農経第421号福島県農政部長通知)
(最終改正 平成28年8月1日付け28農支第1734号福島県農林水産部長通知)

第1章 総則

第1 目 的

この要領は、福島県農業近代化資金利子補給要綱（昭和46年4月21日付け46農経第172号農政部長通知）（以下、「近代化資金利子補給要綱」という。）、福島県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月7日付け14農経第432号農林水産部長通知）、福島県農業近代化資金融通に関する取扱要領（平成14年8月7日付け14農経第432号農林水産部長通知）、農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱（昭和50年5月16日付け50農経第152号農政部長通知）（以下、「経安資金利子補給要綱」という。）、農家経営安定資金融通事務取扱要領（昭和50年5月16日付け50農経第152号農政部長通知）及び福島県天災資金利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和59年6月20日付け59農経第494号福島県知事通知）に定めるもののほか、農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）、農家経営安定資金（以下「経安資金」という。）及び天災資金の利子補給等事務の電算処理の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 用語の意義等

- この要領で使用する用語の意義は、次のとおりとする。
 - 「制度資金」とは、近代化資金、経安資金及び天災資金を総称していう。
 - 「電算処理」とは、制度資金の利子補給金等交付事務及び各種資料等の作成を電子計算組織により機械処理することをいう。
 - 「電算センター」とは、(株)福島県農協電算センターをいう。
 - 「融資機関」とは、制度資金の融資を行おうとしている又は現に行っている金融機関をいう。
 - 「オンライン農協」とは、融資機関のうち、貸付部門が農協系統オンラインシステムに加入し、県がオンライン農協と指定した農業協同組合をいう。
 - 「利子補給金等」とは、制度資金に係る利子補給金及び天災資金に係る市町村に対する利子補給費補助金をいう。

第3 委託により電算処理する事務の範囲

1 電算処理する事務の範囲

制度資金の利子補給金等交付事務及び各種報告管理資料作成事務のうち別表1～3に掲げる入出力帳票について電算処理を行う。

- 1に定める電算処理は、電算センターに委託して行わせる。

第4 コードの設定及び管理

- 県は、電算処理を行うために必要なコードを設定し、これを管理する。
- 1により設定したコードは、別表「福島県制度資金電算コード表」による。
- 県は、2のコードを新設、変更又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知する。

第5 貸付条件及び償還等の統一

電算処理の効率化を図るため、貸付条件、償還等を次のとおり統一する。

1 貸付条件

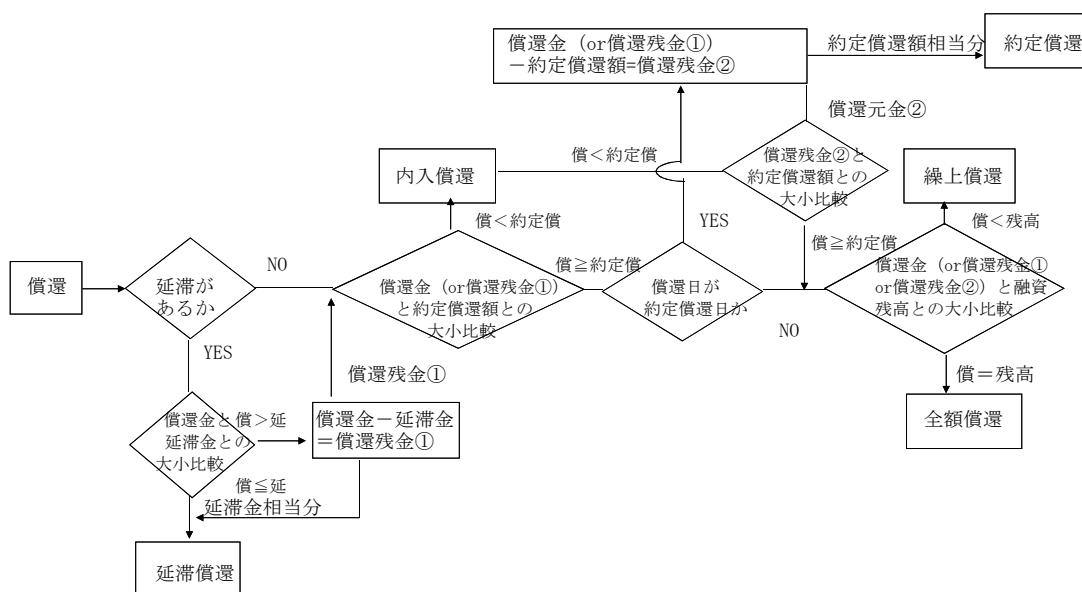
- 貸付額の単位は千円とする。
- 償還方法
 - 元金の償還は、均等年賦又は一括償還とする。
 - 償還日は、毎年3月20日又は12月20日（天災資金にあっては月の20日）のいずれか1日とする。

ウ 毎回約定元金償還額及び最終回約定元金償還額の算出方法は次による。

- ① 毎回約定元金償還額＝貸付額÷償還回数
(千円未満の端数は切捨てる。)
- ② 最終回約定元金償還額＝貸付額－(毎回約定元金償還額×(償還回数－1))

2 償還等の統一

- (1) 償還額の単位は千円とする。
- (2) 償還は原則として約定償還によるものとし、次により区分整理する。
なお、償還があった場合の充当順序は次図による。



ア 「約定償還」とは、約定償還日に約定元金償還額の償還があったものをいう。

イ 「内入償還」とは、約定償還日より前に次回約定元金償還額未満の償還額を次回約定元金償還額に充当するもの又は約定償還日に今回約定元金償還額の一部に充当するものをいう。

ウ 「繰上償還」とは、次回約定元金償還額以上の償還額を、次回以降の約定元金償還額に充当するものをいう。

エ 「特別償還」とは、最終回約定元金償還から充当する償還をいう。

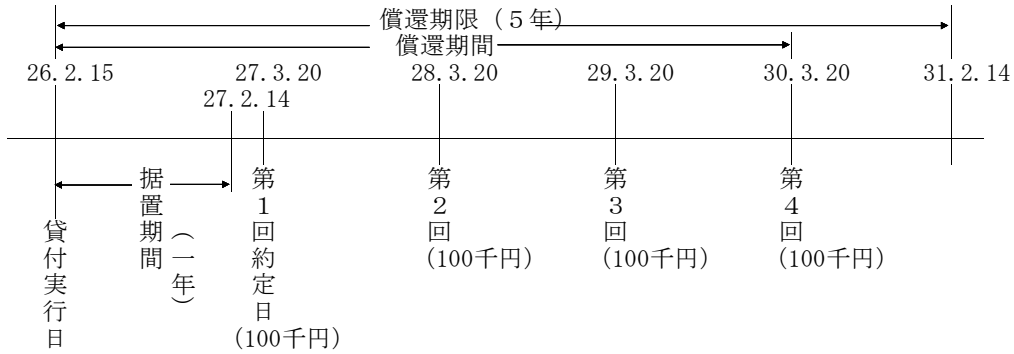
オ 「全額償還」とは、最終回約定償還日より前の償還で、残元金を全て償還するものをいう。

カ 「延滞償還」とは、既に発生した延滞に対する元金償還をいい、最古の発生延滞額から充当する。

キ 「償還期間」とは、貸付実行日から最終約定償還日までの期間をいい、「据置期間」とは、元金の償還を猶予されている期間をいう。

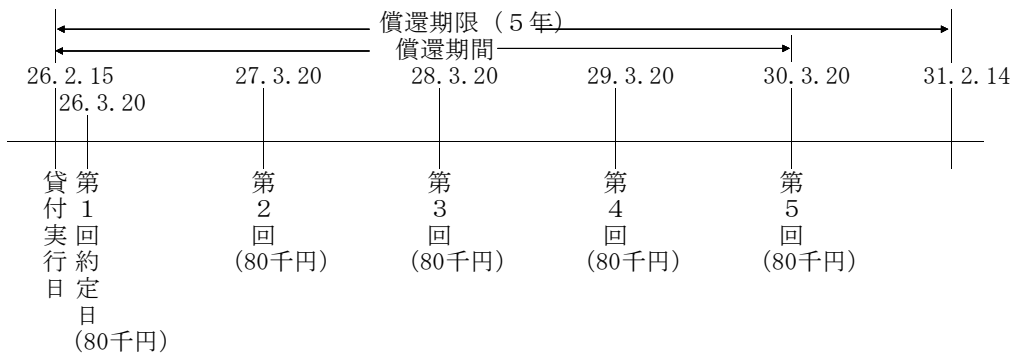
[例 1]

- ① 貸付実行日 平成26年2月15日
- ② 貸付実行額 400千円
- ③ 約定償還日 3月20日
- ④ 償還期限 5年以内
- ⑤ 据置期間 1年



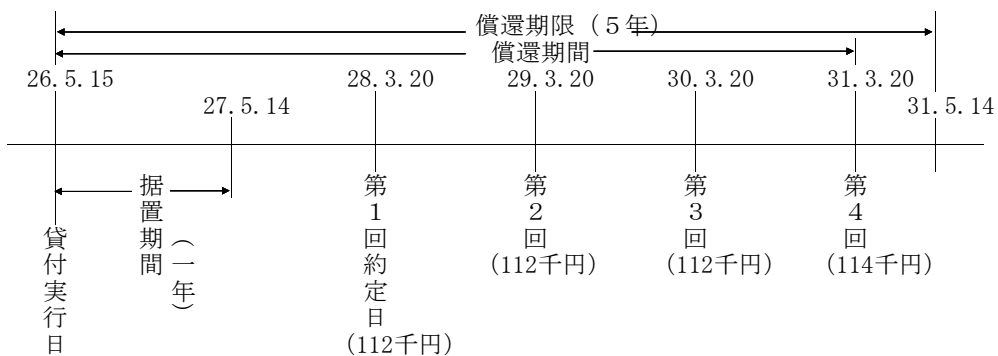
[例 2]

- ① 貸付実行日 平成26年2月15日
- ② 貸付実行額 400千円
- ③ 約定償還日 3月20日
- ④ 償還期限 5年以内
- ⑤ 据置期間 なし



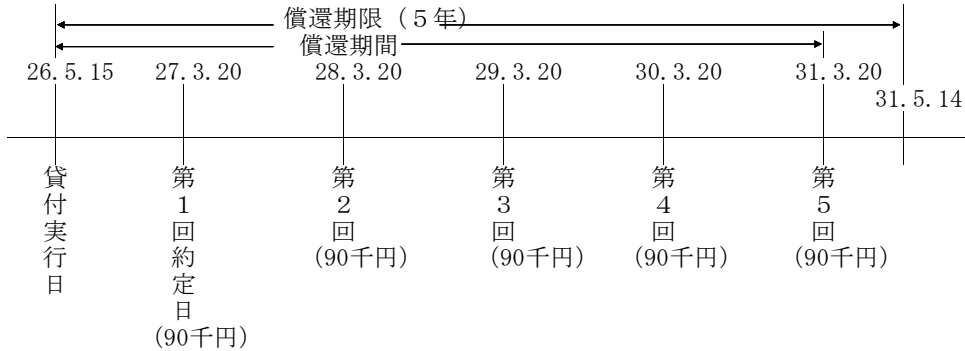
[例 3]

- ① 貸付実行日 平成26年5月15日
- ② 貸付実行額 450千円
- ③ 約定償還日 3月20日
- ④ 償還期限 5年以内
- ⑤ 据置期間 1年



[例4]

- ① 貸付実行日 平成26年5月15日
- ② 貸付実行額 450千円
- ③ 約定償還日 3月20日
- ④ 償還期限 5年以内
- ⑤ 据置期間 なし



第6 申請書及び報告書の作成要領

利子補給承認申請書、貸付状況報告書、特例移動報告書等の作成要領（以下「申請書等作成要領」という。）は、農林水産部長が別に定める。

第2章 承認・融資条件の管理

農業経済課は、承認・融資条件の管理をするため、農業近代化資金承認・融資条件管理入力票（第161号様式）、農家経営安定資金承認・融資条件管理入力票（第261号様式）又は天災資金融資条件管理入力票（第361号様式）を、必要に応じ電算センターに送付する。

第3章 利子補給承認

第1 利子補給承認申請

1 近代化資金

- (1) 融資機関は、近代化資金の利子補給承認申請又は変更承認申請を行う場合は、農業近代化資金利子補給承認（変更）申請書（第1号様式の1）を、申請書等作成要領に基づき作成し、所轄の農林事務所へ提出する。
- (2) 本庁承認に係る農業近代化資金利子補給承認（変更）申請書（第1号様式の1）を受理した農林事務所は、直ちに農業経済課に進達する。

2 経安資金

融資機関は、経安資金の利子補給承認申請又は変更承認申請を行う場合は、農家経営安定資金利子補給承認（変更）申請書（第1号様式の1）を、申請書等作成要領に基づき作成し、所轄の農林事務所へ提出する。

第2 利子補給の承認

1 近代化資金

農業経済課又は農林事務所は利子補給の承認又は変更承認したときは、直ちに農業近代化資金利子補給承認（変更）申請書の写しを添えて農林事務所又は農業経済課に報告するとともに、農業近代化資金利子補給承認（変更）決定入力票（第1号様式の2）を作成し、農林事務所においては同入力票を農業経済課に送付する。

農業経済課は、同入力票を作成又は受理した場合は、同入力票を電算センターに送付する。

2 経安資金

農林事務所は利子補給の承認又は変更承認したときは、直ちに農家経営安定資金利子補給承認（変更）承認書の写しを添えて農業経済課に報告するとともに、農家経営安定資金利子補給承認（変更）決定入力票（第1号様式の2）を作成し、農業経済課に送付する。

農業経済課は、同入力票を受理した場合は、同入力票を電算センターに送付する。

第3 利子補給承認の電算処理

1 利子補給承認書

(1) 電算センターは、農業近代化資金利子補給承認（変更）決定入力票又は農家経営安定資金利子補給承認（変更）決定入力票を受理したときは、直ちに電算処理を行い、利子補給承認の場合にあっては利子補給承認書（近代化資金にあっては第2号様式の1、経安資金にあっては第9号様式の1）を、利子補給変更承認の場合にあっては利子補給変更承認書（近代化資金にあっては第2号様式の2、経安資金にあっては第9号様式の2）を、それぞれ作成し、農業経済課に送付する。

なお、電算処理中エラーがあった場合は、近代化資金にあっては農業近代化資金利子補給承認（変更）申請エラーリスト、経安資金にあっては農家経営安定資金利子補給承認（変更）申請エラーリストを作成し、農業経済課に送付する。

(2) 農業経済課は、(1)のエラーリストを受理したときは、速やかに承認申請書等と照合、確認のうえ、修正の必要がある場合は、近代化資金にあっては農業近代化資金利子補給承認（変更）決定入力票、経安資金にあっては農家経営安定資金利子補給承認（変更）決定入力票を修正し、電算センターに送付する。

(3) 農業経済課は、受理した(1)の承認書又は変更承認書を農林事務所に2部送付する。

(4) 農林事務所は、受理した(3)の承認書又は変更承認書を融資機関に1部送付する。

2 利子補給承認決定一覧表

(1) 電算センターは、1により処理したものを承認月ごとに区分した農業近代化資金・農家経営安定資金利子補給承認決定一覧表（第101号様式）を2部作成し、農業経済課に送付する。

(2) 農業経済課は、受理した(1)の承認決定一覧表を農林事務所に1部送付する。

第4章 貸付実行

第1 貸付状況の報告

1 近代化資金及び経安資金

(1) 融資機関は、近代化資金又は経安資金の貸付又は貸付条件の変更を行ったときは、農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況報告書（第121号様式の1）を作成し、貸付又は貸付条件の変更を行った日の属する月の翌月5日までに、所轄の農林事務所に送付する。ただし、オンライン農協にあっては特に指示がない限り省略することができる。

(2) 融資機関は、留保金の受入又は払出を行ったときは、農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況報告書（第121号様式の1）を作成し、オンライン農協にあっては受入、払出の都度、オンライン農協以外の融資機関にあっては留保金の受入、払出を行った日の属する月の翌月5日までに所轄の農林事務所に提出する。

また、オンライン農協以外の融資機関が分割貸付を行った場合は、貸付承認金額を留保金受入額とし、分割貸付額を留保金払出額として留保金の取扱いに準ずるものとする。

- (3) 農林事務所は、(1)又は(2)の報告書を受理したときは、内容を審査のうえ、当月の10日までに農業経済課に同報告書を送付する。
- (4) 農業経済課は、(3)の報告書を受理したときは、速やかに農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況入力票（第121号様式の2）を作成し、電算センターに送付する。

2 天災資金

- (1) 融資機関は、天災資金の貸付又は貸付条件の変更を行ったときは、天災資金貸付状況報告書（第321号様式の1。ただし、オンライン農協が貸付の報告を行う場合に限り、第322号様式の1）を作成し、貸付又は貸付条件の変更を行った日の属する月の翌月2日までに当該融資機関に利子補給を行う市町村の残高等の確認を得るため当該市町村に送付する。
- (2) 市町村は、(1)の報告書を受理したときは、内容を審査のうえ同報告書に確認印を押印し、当月の5日までに所轄の農林事務所に送付する。
- (3) 農林事務所は、(2)の報告書を受理したときは、内容を審査のうえ当月の10日までに農業経済課に送付する。
- (4) 農業経済課は、(3)の報告書を受理したときは、天災資金貸付状況入力票（第321号様式の2又は第322号様式の2）を作成し、電算センターに送付する。
なお、農業経済課において天災資金貸付状況入力票を作成しない場合は、(3)の報告書の写しを電算センターに送付するものとする。

第2 貸付状況報告の電算処理

- 1 電算センターは、第1の1の(4)及び2の(4)により送付された入力票（2の(4)により送付された報告書の写しを含む。）を受理したときは、速やかに電算処理を行うとともに農協系統オンラインシステムのデータ活用処理を行った後電算処理を行い、近代化資金にあつては利子補給承認を受けた後3か月、経安資金にあつては貸付予定日を経過したもので前月末までに貸付未実行のものについて、農業近代化資金・農家経営安定資金貸付未実行一覧表（第122号様式）を3部作成し、15日までに農業経済課に送付する。
なお、電算処理中エラーがあつた場合は、近代化資金又は経安資金にあつては農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況報告書エラーリスト、天災資金にあつては天災資金貸付状況報告書エラーリストを作成し、12日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は1のエラーリストを受理したときは、貸付状況報告書等と照合・確認のうえ、修正の必要がある場合は、近代化資金又は経安資金にあつては農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況入力票、天災資金にあつては天災資金貸付状況入力票若しくは天災資金貸付状況報告書を修正し、14日までに電算センターに送付する。
- 3 農業経済課は、1の一覧表を受理したときは、速やかに融資機関及び農林事務所に送付する。

第5章 特例移動

第1 特例移動の報告

- 1 融資機関は、延滞発生又は償還（約定償還を除く。）があつたとき、又は既に提出した特例移動報告書に修正すべき事項が生じたときは、申請書等作成要領に基づき特例移動報告書（第131号様式の1）を作成し、延滞（延滞発生があつた月の月末までに当該延滞額の償還があつた場合を除く。）、償還（約定償還を除く。）等のあつた日の属する月の翌月5日（天災資金にあつては2日）までに、償還計画を証する資料（繰上、特別、全額償還に限る。）を添付して、近代化資金及び経安資金にあつては所轄の農林事務所に、天災資金にあつては当該融資機関に利子補給を行う市町村の残高等の確認を求めため市町村に、同報告書を送付する。

ただし、オンライン農協にあっては、特に指示がない限り省略することができる。

- 2 市町村は、1の報告書を受理したときは、内容を審査し、確認印を押印のうえ、5日までに所轄の農林事務所に送付する。
- 3 農林事務所は、1又は2の報告書を受理したときは、内容を審査のうえ、当月の10日までに農業経済課に送付する。
- 4 農業経済課は、3の報告書を受理したときは、速やかに特例移動入力票（第131号様式の2）を作成し、電算センターに送付する。

第2 特例移動報告の電算処理

- 1 電算センターは、第1の4により送付された入力票について、電算入力処理を行うとともに農協システムオンラインシステムのデータの活用処理を行い、前月中に特別償還したものについて制度資金特別償還者一覧表（第132号様式）を2部作成し、当月の15日までに農業経済課に送付する。
なお、電算処理中、エラーがあった場合は、特例移動報告書エラーリストを作成し、12日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、受理した1のエラーリストを特例移動報告書等と照合・確認のうえ、修正がある場合は特例移動入力票を修正し、14日までに電算センターに送付する。
- 3 農業経済課は、1の一覧表を受理したときは、1部を速やかに農林事務所に送付する。

第6章 融資残高等の照合

第1 オンライン農協

- 1 電算センターは、第4章及び第5章の電算処理の後利子補給マスターとオンラインマスターを照合し、残高等に不突合がある場合は制度資金不突合リストを作成し、農業経済課に送付する。（オンライン農協には別途不突合リストが送付される。）
- 2 オンライン農協は、1の不突合リストを受理したときは、直ちに不突合の原因を調査し必要な措置を講じ、処理が完了したときは、措置を講じた書類を添付し制度資金不突合処理報告書（第181号様式）を農業経済課に送付する。

第2 オンライン農協以外の融資機関

- 1 電算センターは、毎年2回電算処理を行い、オンライン農協以外の融資機関に係る借受者別台帳（第162号様式）並びに農業近代化資金融資機関別利子補給金計算明細書（第155号様式）、農家経営安定資金融資機関別利子補給金計算明細書（第255号様式）及び天災資金融資機関算明細書（第355号様式）を各々3部（天災資金に係るものにあつては4部）作成し、7月20日（1月1日～6月30日（以下「上期」という。）に係るもの）又は1月20日（7月1日～12月31日（以下「下期」という。）に係るもの）までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、1の借受者別台帳及び利子補給金計算明細書を受理したときは、近代化資金、経安資金にあつては当該融資機関（天災資金にあつては当該融資機関及び市町村）及び農林事務所に各々1部送付する。
- 3 融資機関は、2の借受者別台帳及び利子補給金計算明細書を受理したときは、貸付コードごとに借用証書及び貸付金元帳と貸付条件、償還履歴、融資残高等を照合し、不突合の有無及び不突合の内容について制度資金不突合調査報告書（第182号様式）を作成し、不突合の内容及び原因を証する資料を添えて別に定める日までに次により処理する。
 - (1) 近代化資金、経安資金に係るものにあつては、所轄の農林事務所に送付する。

- (2) 天災資金に係るものにあつては、当該市町村に利子補給を行う市町村に送付する。
- 4 市町村は、3の(2)の報告書を受理したときは、借受者別台帳等と照合・調査のうえ、同報告書を所轄の農林事務所に送付する。
- 5 農林事務所は、3の(1)又は4の報告書を受理したときは、借受者別台帳等と照合・調査のうえ、同報告書を農業経済課に送付する。
- 6 農業経済課は、5の報告書を受理したときは、借受者別台帳等と照合・調査のうえ、制度資金マスター項目修正入力票を作成し、電算センターに送付する。

第7章 利子補給金等の交付

第1 利子補給金等の計算

- 1 電算センターは、第6章第2の処理を行った後、電算処理により利子補給金等の計算を行い、別表2のうち上期のものについては8月10日、下期のものについては2月10日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、受理した1の帳票を、別表2に掲げる関係機関へ送付する。

第2 交付指令書の作成等

- 1 農業経済課は、交付指令書を作成させるため、制度資金利子補給金等交付指令入力票（第151号様式）を作成し、電算センターに送付する。
- 2 1の入力票を受理した電算センターは、直ちに電算処理を行い、交付指令書（近代化資金は第152号様式、経安資金は第252号様式、天災資金は第352号様式）を作成し、農業経済課に送付する。
- 3 県が利子補給計算事務を電算処理により行っている融資機関については、近代化資金利子補給要綱第9条及び経安資金利子補給要綱第8条に規定する利子補給金請求書の提出を電算処理により省略することができる。

第8章 管理資料の作成

- 1 電算センターは、電算処理により別表3の帳票を作成し、同表の期日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、1の帳票を受理したときは必要に応じ関係機関へ送付する。

第9章 電子情報処理組織による申請等

- 1 融資機関は、第3章第1の1の(1)の近代化資金利子補給承認（変更）申請又は2の経安資金利子補給承認（変更）申請を、ふくしま県市町村共同電子申請システム（県と市町村が共同で開発した電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用するシステムをいう。以下「電子申請」という。）により行うことができるものとし、電子申請について必要な事項は、福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年12月26日福島県条例第94号）及び福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年12月24日福島県規則第90号）の定めるところに準ずるものとする。
- 2 前項の申請にあたり必要な添付書類のうち、原本とされているものは別途郵送等により提出

するものとし、写しとされているものは郵送又は電磁的記録で作成されたファイル等を電子申請の際に添付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年5月31日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 制度資金利子補給計算事務機械化処理要領（昭和45年2月25日付45農経第89号農政部長通達）は廃止する。

（中略）

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

別表1 承認・貸付・特例移動関係入出力票及び報告書

資金名	入等 ・ 出力 区分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票・ 報告書の作成 作成機関名	入出力帳票・報告書の送付(提出)先						
						部数	農業経済課	農林事務所	市町村	融機関	電算センター	
農業 近代 化	入	農業近代化資金利子補給承認(変更)申請書	第1号の1	随時	融資機関	1		○				
		〃 決定入力票	〃 2	承認決定後直ちに	農林事務所 (本庁承認の場合 農業経済課)	1		(○) (農林事務所 送付先)			○ (農業経 済課経 由)	
	力	農業近代化資金・農家経営安定資金貸付状況報告書	第121号の1	貸付又は貸付条件 の変更を行った日 の属する月の翌月 5日	オンライン農協以外 の融資機関 (留保金については オンライン農協を含 む。)	1	○ (農林事務 所経由)	(○) (融資機関 提出先)				
		〃 入力票	〃 2	上記報告書受理後 速やかに	農業経済課	1					○	
	票	特例移動報告書	第131号の1	特例移動を行った 日の属する月の翌 月の5日	融資機関	1	○ (農林事務 所経由)	(○) (融資機関 提出先)				
		〃 入力票	〃 2	上記報告書受理後 速やかに	農業経済課	1					○	
		制度資金利子補給金等交付指令入力票	第151号	随時	農業経済課	1					○	
	農業近代化資金承認・融資条件管理入力票	第161号	1							○		
	制度資金マスター項目修正入力票		1							○		
	資 金 出 力 票	出	利子補給承認書	第2号の1	随時	電算センター	3 (帳票出力 は農業経 済課)	○	○		○	
利子補給変更承認書			〃 2	3 (帳票出力 は農業経 済課)			○	○			○	
力		農業近代化資金・農家経営安定資金利子補給承認決定一覧表	第101号	毎月15日	2		○	○				
		農業近代化資金利子補給承認(変更)申請エラーリスト		随時	1		○					
		農業近代化資金・農家経営安定資金貸付未実行一覧表	第122号	毎月15日	3		○	○			○	
		〃 貸付状況報告書エラーリスト		毎月12日	1		○					

資金名	入等 ・ 出 区 力 分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票・報告書の作成		入出力帳票・報告書の送付(提出)					
					作成機関名	部数	農業経済課	農林事務所	市町村	融資機関	電算センター	
農業近代化資金	出 力 票	制度資金特別償還者一覧表	第132号	毎月15日	電算センター	2	○	○				
		特例移動報告書エラーリスト		毎月12日		1	○					
		農業近代化資金融資機関別利子補給金計算明細書	第155号	7月20日 又は 1月20日		3	○	○		○		
		〃 承認年度別利子補給金計算明細書	第156号			2	○	○				
		借受者別台帳	第162号	3		○	○		○			
		制度資金不突合リスト		毎月15日		1	○					
	報 告 書	制度資金不突合処理報告書	第181号	不突合処理後速やかに	オンライン農協	1	○					
		制度資金不突合調査報告書	第182号	別に定める日	オンライン農協以外の融資機関	1	○ (農林事務所経由)	○ (融資機関提出先)				
	農家経営安定資金	入 力 票	農家経営安定資金利子補給承認(変更)申請書	第1号の1	随時	融資機関	1		○			
			〃 決定入力票	〃 2	承認決定後直ちに	農林事務所	1	○ (農林事務所送付先)				○ (農業経済課経由)
出 力 票		農業近代化資金,農家経営安定資金貸付状況報告書	第121号の1	貸付又は貸付条件の変更を行った日の属する月の翌月5日	オンライン農協以外の融資機関(留保金についてはオンライン農協を含む。)	1	○ (農林事務所経由)	○ (融資機関提出先)				
		〃 入力票	〃 2	上記報告書受理後速やかに	農業経済課	1					○	
		特例移動報告書	第131号の1	特例移動を行った日の属する月の翌月の5日	融資機関	1	○ (農林事務所経由)	○ (融資機関提出先)				
		〃 入力票	〃 2	上記報告書受理後速やかに	農業経済課	1					○	
		制度資金利子補給金等交付指令入力票	第151号	随時	農業経済課	1					○	
		農家経営安定資金承認・融資条件管理入力票	第261号			1					○	
制度資金マスター項目修正入力票		1							○			

資金名	入等 の 出 区 力 分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票作成 報告書の		入出力帳票・報告書 の送付(提出)先						
					作成機関名	部 数	農業経済課	農林事務所	市町村	融資機関	電算センター		
農 家 出 経 営 力 安 定 票 資 金	出 力 票	利子補給承認書	第9号の1	随 時	電算センター	3 (帳票出力は農業経済課)	○	○		○			
		利子補給変更承認書	〃 2			3 (帳票出力は農業経済課)	○	○		○			
		農業近代化資金・農家経営安定資金利子補給承認決定一覧表	第101号	毎月15日		2	○	○					
		農家経営安定資金利子補給承認(変更)申請エラーリスト		随 時		1	○						
		農業近代化資金・農家経営安定資金貸付未実行一覧表	第122号	毎月15日		3	○	○		○			
		〃 貸付状況報告書エラーリスト		毎月12日		1	○						
		制度資金特別償還者一覧表	第132号	毎月15日		2	○	○					
		特例移動報告書エラーリスト		毎月12日		1	○						
		農家経営安定資金融資機関別利子補給金計算明細書	第255号	7月20日 又は 1月20日		3	○	○		○			
		〃 承認年度別利子補給金計算明細書	第256号			1	○						
		借受者台帳	第162号			3	○	○		○			
		制度資金不突合リスト		毎月15日		1	○						
		報 告 書		制度資金不突合処理報告書		第181号	不突合処理後速やかに	オンライン農協	1	○			
				制度資金不突合調査報告書		第182号	別に定める日	オンライン農協以外の融資機関	1	○ (農林事務所経由)	(○) (融資機関提出先)		
天 災 資 金	入 力 票	天災資金貸付状況報告書	第321号の1	貸付又は貸付条件の変更のあった日の属する月の翌月2日	オンライン農協以外の融資機関(変更の場合はオンライン農協を含む。)	1	○ (農林事務所経由)	(○) (市町村経由)	(○) (融資機関提出先)				
		天災資金貸付状況入力票	〃 2	上記報告書受理後速やかに	農業経済課	1					○		
		天災資金貸付状況報告書	第322号の1	貸付又は貸付条件の変更のあった日の属する月の翌月2日	オンライン農協	1	○ (農林事務所経由)	(○) (市町村経由)	(○) (融資機関提出先)				
		天災資金貸付状況入力票	〃 2	上記報告書受理後速やかに	農業経済課	1					○		
天 入		特例移動報告書	第131号の1	特例移動を行った日の属する月の翌月の2日	オンライン農協以外の融資機関	1	○ (農林事務所経由)	(○) (市町村経由)	(○) (融資機関提出先)				
		〃 入力票	〃 2	上記報告書受理後速やかに	農業経済課	1					○		

資金名	入等 の 出 力 分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票・ 報告書の作成		入出力帳票・報告書 の送付(提出)先				
					作成機関名	部数	農業経済課	農 事 務 所	林 市 町 村	融 資 機 関	電 算 セ ン タ ー
災 資	力 票	制度資金利子補給金等交付指令入力票	第151号	随 時	農業経済課	1					○
		天災資金承認・融資条件管理入力票	第361号			1					○
		制度資金マスター項目修正入力票				1					○
	出 力 票	天災資金貸付状況報告書エラーリスト		毎月12日	電算センター	1	○				
		制度資金特別償還者一覧表	第132号	毎月15日		2	○	○			
		特例移動報告書エラーリスト		毎月12日		1	○				
		天災資金融資機関別利子補給金計算明細書	第355号	7月20日 又は 1月20日		4	○	○	○	○	
		〃 市町村別災害別利子補給費補給金計算明細書	第357号			1	○				
		〃 災害別利子補給費補給金計算明細書	第359号			1	○				
		借受者台帳	第162号	毎月15日		4	○	○	○	○	
制度資金不突合リスト		1	○								
報 告 書	制度資金不突合処理報告書	第181号	不突合処理後 速やかに	オンライン農協	1	○					
	制度資金不突合調査報告書	第182号	別に定める日	オンライン農協 以外の融資機関	1	○ (農林事務 所経由)	(○) (市町村経 由)	(○) (融資機関 提出先)			

別表2 利子補給金等交付資料出力票

資金名	入等 の 出力分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票・ 報告書の作成		入出力帳票・報告書の送付(提出)先				
					作成機関名	部数	農業経済課	農林事務所	市町村	融資機	電算センター
農業近代化資金	出力票	農業近代化資金融資機関別承認年度別利子補給金一覧表	第153号	8月10日 又は 2月10日	電算センター	2	○	○			
		支出負担行為内訳書・支出内訳書	第54号 (その2)			1	○				
		農業近代化資金融資機関別利子補給金計算明細書	第155号			3	○	○		○	
		〃 承認年度別利子補給金計算明細書	第156号			2	○	○			
	出力表	〃 利子補給金交付指令書	第152号	随時	電算センター	1	○				
農家経営安定資金	出力票	農家経営安定資金融資機関別承認年度別利子補給金一覧表	第253号	8月10日 又は 2月10日	電算センター	2	○	○			
		支出負担行為内訳書・支出内訳書	第54号 (その2)			1	○				
		農家経営安定資金融資機関別利子補給金計算明細書	第255号			3	○	○		○	
		〃 承認年度別利子補給金計算明細書	第256号			1	○				
	出力表	〃 利子補給金交付指令書	第252号	随時	電算センター	1	○				
天災資金	出力票	支出負担行為内訳書・支出内訳書	第54号 (その2)	8月10日 又は 2月10日	電算センター	1	○				
		天災資金融資機関別利子補給金計算明細書	第355号			4	○	○	○	○	
		〃 融資機関別利子補給費補助金計算明細書	第356号			3	○	○	○		
		〃 市町村別災害別利子補給費補助金計算明細書	第357号			1	○				
		〃 市町村別利子補給費補助金計算明細書	第358号			2	○	○			
		〃 災害別利子補給費補助金計算明細書	第359号			1	○				
	出力表	〃 利子補給金交付指令書	第352号	随時	電算センター	1	○				

別表3 管理資料出力票

資金名	入出力区分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・報告書提出期限	入出力帳票・報告書の作成		入出力帳票・報告書の送付(提出)先				
					作成機関名	部数	農業経済課	農林事務所	市町村	融資機関	電算センター
農業近代化資金	出力票	農業近代化資金利子補給金交付見込一覧表	第141号	8月10日、1月20日又は随時	電算センター	1	○				
		借受者別台帳	第162号	8月10日又は2月10日		3	○	○		○	
		農業近代化資金融資機関別融資残高移動状況調書	第163号			2	○	○			
		〃 承認年度別融資残高移動状況調書	第164号			1	○				
		〃 償還計画表	第170号	4月20日又は8月10日		1	○				
		〃 整理カード作成資料	第171号	8月10日又は随時		1	○				
		〃 利子補給承認結果表	第172号	毎月15日		2	○	○			
		〃 貸付実行調書	第173号			2	○	○			
		〃 利子補給計画	第174号	5月10日又は10月31日		1	○				
		〃 利子補給実績	第175号	8月10日又は2月10日		1	○				
		〃 残高移動報告書	第176号			1	○				
		補助事業関連農業近代化資金利子補給承認状況(県)	第177号	8月10日		1	○				
		〃 (農林事務所)	〃			2	○	○			
		農家経営安定資金	出力票	農家経営安定資金利子補給金交付見込一覧表		第241号	8月10日、1月20日又は随時	電算センター	1	○	
借受者別台帳	第162号			8月10日又は2月10日	3	○	○			○	
農家経営安定資金融資機関別融資残高移動状況調書	第163号				2	○	○				
〃 承認年度別融資残高移動状況調書	第164号				1	○					
〃 融資状況表(福島県)	第266号の1			8月10日、10月20日、2月10日又は4月20日	1	○					
〃 〃 (農林事務所)	〃 2				2	○	○				
〃 農林事務所別融資配分額・利子補給承認・貸付実行状況調書	第267号			毎月15日	1	○					
〃 融資機関別利子補給承認貸付実行状況調書	第268号				2	○	○				
〃 貸付実行分に係る償還計画表(年度実行分)	第269号			8月10日、10月20日、2月10日又は4月20日	1	○					
〃 償還計画表(残高累計分)	第270号			4月20日又は8月10日	1	○					
〃 融資整理カード(1)	第271号	4月20日、8月10日又は随時	1	○							
〃 融資整理カード(2)	第272号		1	○							

資金名	入等 ・ 出区 力分	入出力帳票名・報告書名	様式番号	入出力帳票・ 報告書提出期限	入出力帳票・報告書の作成・送付(提出)先														
					作成機関名	部数	農業経済課	農林事務所	市町村	融資機関	電算センター								
天 災 資 金	出	天災資金市町村別災害別利子補給費補助金負担区分一覧表	第341号	8月10日、1月20日 又は随時	電算センター	1	○												
		〃 市町村別利子補給費補助金負担区分一覧表	第342号																
		〃 災害別利子補給費補助金負担区分一覧	第343号																
	力	借受者別台帳	第162号	8月10日又は 2月10日								4	○	○	○	○			
		天災資金融資機関別融資残高移動状況調書	第163号									2	○	○					
		〃 市町村別融資残高移動状況調書	第364号の1									1	○						
		〃 災害別融資残高移動状況調書	〃 2									1	○						
		〃 融資状況一覧表	第366号	1								○							
		〃 融資機関別融資実績及び約定残高一覧表	第367号	3								○	○	○					
		〃 融資実績及び約定残高一覧表(福島県)	第368号	1								○							
		〃 融資整理カード(1)(融資機関別)	第371号の1	3								○		○	○				
		〃 融資整理カード(1)(災害別)	〃 2	1								○							
		〃 融資整理カード(2)(融資機関別)	第372号の1	3								○		○	○				
		〃 融資整理カード(2)(災害別)	〃 2	1								○							
		資	災害融資移動報告書	第373号								8月10日又は2月10日	2	○					
			都道府県及び市町村の利子補給計画	第374号の1								5月10日又は 10月31日	2	○					
			〃 利子補給実績	〃 2								8月10日又は2月10日	2	○					
	都道府県の市町村に対する補助計画		第375号の1	5月10日又は 10月31日								2	○						
	〃 補助実績		〃 2	8月10日又は2月10日								2	○						
	票		被害農林漁業者経営資金等の平成 年中における利子補給金調べ	第376号								8月10日又は随時	2	○					
天災資金市町村別災害別利子補給費補助金実績一覧表			第377号	2月10日	1	○													
〃 市町村別利子補給費補助金実績一覧表			第378号		1	○													